

四半期報告書

(第91期第 1 四半期)

自 平成21年 4 月 1 日
至 平成21年 6 月 30 日

日本電気硝子株式会社

E01190

目 次

表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	5
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	16
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23
2 その他	28
第二部 提出会社の保証会社等の情報	29

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第91期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
【会社名】	日本電気硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Electric Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 有岡 雅行
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
【電話番号】	大津077(537)1700
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 松本 元春
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビルヂング 東京支社
【電話番号】	東京03(3456)3511
【事務連絡者氏名】	東京支社長 来住 富治夫
【縦覧に供する場所】	日本電気硝子株式会社 東京支社 （東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビルヂング） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）東京支社は金融商品取引法による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を図るため、縦覧に供しています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 前第1四半期連結 累計(会計)期間	第91期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第90期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高（百万円）	104,234	62,605	335,662
経常利益（百万円）	33,136	8,068	64,319
四半期（当期）純利益（百万円）	18,861	832	21,831
純資産額（百万円）	361,409	353,522	352,744
総資産額（百万円）	603,673	588,034	588,413
1株当たり純資産額（円）	718.64	703.76	701.62
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	37.91	1.67	43.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	59.2	59.5	59.3
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	7,820	7,509	89,873
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△52,943	△12,006	△121,975
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	17,594	△2,782	27,438
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	72,650	87,600	94,623
従業員数（人）	6,296	4,944	4,947

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．上記売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社並びに関連会社）の事業は「ガラス事業」と「その他」に区分できますが、全セグメントに占めるガラス事業の割合が90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。このため、ガラス事業について「情報・通信関連部門」と「その他部門」の2つの「部門」に区分して記載しています。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、平成21年6月9日開催の当社取締役会において特定子会社である福建電気硝子有限公司の解散を決議し、清算手続きを進めています。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	4,944
---------	-------

（注） 従業員数は、就業人員です。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	1,941
---------	-------

（注） 従業員数は、就業人員です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）における生産実績を部門ごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別セグメント	部門	金額（百万円）	前年同四半期比（%）
ガラス事業	情報・通信関連部門	52,623	61.0
	その他部門	8,161	45.6
	合計	60,784	58.3

- (注) 1. 生産金額は、平均販売価額により算出したものです。
 2. 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値です。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

基本的に見込み生産を行っています。なお、当第1四半期連結会計期間において特記すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりです。

事業の種類別 セグメント	部門	項目	金額（百万円）	前年同 四半期比（％）
ガラス事業	情報・通信 関連部門	ディスプレイ用ガラス	50,959	60.7
		電子部品用ガラス	2,206	61.2
		計	53,165	60.7
	その他部門	ガラスファイバ	3,494	39.2
		建築・耐熱・照明薬事用その他	5,704	77.1
		計	9,198	56.4
	ガラス事業計		62,364	60.1
その他	－	241	61.5	
合計			62,605	60.1

- (注) 1. 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値です。
 2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）		当第1四半期連結会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
LGディスプレイ(株)	27,174	26.1	20,531	32.8
友達光電股份有限公司	13,762	13.2	6,908	11.0
パナソニック(株)	11,427	11.0	6,887	11.0

パナソニック(株)は、平成20年10月1日をもって松下電器産業(株)が社名変更したものです。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におきましては、世界経済はアジアにおいて景気に持ち直しの動きが見られましたが、米国や欧州では引き続き深刻な状況にあり、全般的な基調としては景気の後退局面が続きました。

日本経済は、輸出がアジア向けを中心に持ち直し、経済対策の効果等により個人消費の浮揚の動きがありました。設備投資や住宅投資は大幅に減少し、厳しい雇用情勢も継続しており、先行き予断を許さない状況にありました。

このような状況下、当社グループの経営環境は、液晶用ガラスの需要が得意先業界の急速な稼働上昇に伴い急回復したほか、その他の事業分野においても一部には底打ちの動きが見られましたが、全般的にはなお厳しい局面が続きました。

これらにより、当社グループの販売は、液晶用ガラスなど一部の製品分野で前四半期（平成21年1月1日～平成21年3月31日）を底に回復基調をたどりましたが、全体としては前年度のピークを下回る水準に止まったことから、当第1四半期連結会計期間の売上高は626億5百万円（前年同四半期比39.9%減）となりました。

損益面においても、液晶用ガラスの需要の復調もあり、前四半期と比べると増益となりましたが、販売や稼働がなお低い水準で推移したことから、営業利益は103億42百万円（同69.8%減）、経常利益は80億68百万円（同75.7%減）、四半期純利益は8億32百万円（同95.6%減）と、前年同四半期を大きく下回りました。

当社グループの主事業であるガラス事業及び当該事業の部門別の業績は次のとおりです。

ガラス事業の売上高は623億64百万円（前年同四半期比39.9%減）、営業利益は103億28百万円（同69.8%減）となりました。

(情報・通信関連部門)

ディスプレイ用ガラスについては、液晶用ガラスの販売が回復基調をたどりましたが、ブラウン管用ガラスの販売が市況悪化の影響により落ち込みました。電子部品用ガラスについては、関連市場の景況が好転しましたが、販売の回復は緩やかなテンポに止まりました。

これらの結果、情報・通信関連部門の売上高は531億65百万円（同39.3%減）、営業利益は119億52百万円（同63.4%減）となりました。

(その他部門)

ガラスファイバについては、主力の自動車部品向け用途の市況において底打ちの動きが見られたものの、販売はなお低い水準で推移しました。建築・耐熱・照明薬事用その他は、国内外の住宅・建築需要の低迷の影響を受け、販売が振るいませんでした。

これらの結果、その他部門の売上高は91億98百万円（同43.6%減）となり、16億23百万円の営業損失（前年同四半期は15億18百万円の営業利益）となりました。

(注) 1. 上記金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値です。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

〔日本〕

主として、液晶用ガラスの販売が復調に転じましたが前年同四半期の水準には達せず、売上高は555億56百万円（前年同四半期比34.9%減）となりました。損益面では、販売や稼働が前年同四半期を下回った影響により、営業利益は119億91百万円（同60.5%減）と、大幅な減少となりました。

〔アジア〕

子会社において、液晶用基板ガラスやガラスファイバの販売が振るわず、売上高は401億9百万円（同41.1%減）となりました。損益面では、販売や稼働の減少等の影響により、6億62百万円の営業損失（前年同四半期は31億15百万円の営業利益）となりました。

〔その他の地域〕

米国販売子会社を中心に、売上高2億35百万円（同71.5%減）、営業損失1百万円（前年同四半期は39百万円の営業利益）を計上しました。

（注）1. 上記金額は、セグメント間取引の相殺消去前の数値です。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

（2）財政状態の分析

〔総資産〕

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比較して3億79百万円減少し、5,880億34百万円となりました。流動資産では、設備代金の支払いなどが増加したため、現金及び預金が増加しました。また、販売の復調に伴い、受取手形及び売掛金が増加する一方で商品及び製品が減少しました。固定資産では、薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス関連設備を中心に有形固定資産が増加しました。

〔負債〕

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末と比較して11億57百万円減少し、2,345億12百万円となりました。流動負債では、減産の影響により支払手形及び買掛金が増加する一方で、未払法人税などが増加しました。固定負債では、特別修繕引当金が増加しました。

〔純資産〕

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末と比較して7億77百万円増加し、3,535億22百万円となりました。主として配当により利益剰余金が増加したほか、株式市況の回復によりその他有価証券評価差額金が増加し、また円安により為替換算調整勘定がそれぞれ増加しました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は前連結会計年度末の59.3%から0.2ポイント上昇し、59.5%となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況

〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

税金等調整前四半期純利益の減少、売上債権の増加、仕入債務の減少の一方で、法人税等の支払額の減少などにより、営業活動によって得られた資金は75億9百万円（前年同四半期比3億10百万円の収入減）となりました。

〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

主にFPD用ガラスなどの製造設備を中心とする固定資産の取得による支出などにより、投資活動に使用した資金は120億6百万円（同409億37百万円の支出減）となりました。

〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

主に配当金の支払いなどにより、財務活動によって使用した資金は27億82百万円（前年同四半期は175億94百万円の収入）となりました。

上記に、現金及び現金同等物に係る換算差額2億57百万円を合わせ、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期連結会計期間末と比べ149億50百万円増加し、876億円となりました。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりです。

当社は、平成21年4月27日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」等を修正すること、平成18年6月29日に導入した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）を一部改定の上平成21年6月26日開催の当社定時株主総会での株主の皆さまのご承認を条件に継続導入することを決定し、同株主総会における承認決議により継続導入しています。

第1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株主の皆さまが当社株式の大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断を行われるに当たっては、大規模買付等を行おうとする者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えております。

また、当社グループのように製造業の企業にあっては、新製品や製造技術を自社内で開発し、改善を加えていくことが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠ですが、これらの取組みが業績に結びつくには数年からそれ以上の期間を必要とする場合もあります。従って、当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、事業の特性、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

第2．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和24年の創立以来一貫して、主として工業製品の部品・材料として用いられる特殊ガラス・ハイクラスガラスの製造・販売を事業としております。

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しており、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイクラスガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。

当社としましては、これらの経営資源の蓄積を最大限に活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、FPD関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること
- 特殊ガラス・ハイクラスガラス素材をベースに複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、当社の財産の有効な活用、より長期的な視点からの企業価値の増大に努めることとしております。

近年においては、映像デバイス市場の劇的な変化（ブラウン管市場の縮小、FPD市場の急成長）に対応して当社グループでは、コア事業のディスプレイ用ガラスに関して事業構造の転換に取り組んできました。主力のFPD用ガラスは今後も需要の拡大が見込まれ、当社は既存設備の生産性改善と新設備の増設を通じて事業の強化を図っています。

また、FPD用ガラスへの過度の依存を避けバランスのとれた事業構造を構築するため、ガラスファイバや電子部品用ガラス、耐熱ガラス分野などの事業拡大に注力しています。

さらに、次なる時代の事業を創造し育成していくためには、長年にわたり培ってきた技術蓄積の上に新たな技術や製品を生み出す「技術開発力」が重要であり、今後も積極的なR&D活動を推進していきます。

当社では、以上のように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

第3. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、第1で述べた基本方針に資するべく、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の公開買付（注4）（以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、株主の皆さまに対する十分な情報提供とその判断に必要な時間が確保されるよう一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入し（第3の2参照）、これが遵守された場合及び遵守されなかった場合につき一定の対応方針を定め（第3の3参照）、もって第1で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

（第3に記載した、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を以下「本対応方針」といいます。）

注1：特定株主グループとは、

- （i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- （ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- （i）特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- （ii）特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場買付、公開買付等の具体的な買付方法を問いません。また、本対応方針発効時点において既に議決権割合が20%以上である特定株主グループの当社株券等の買付は含みません。

1. 本対応方針の必要性

当社は、F P D用ガラスをはじめとする特殊ガラス・ハイテクガラスの分野において創立以来築いた独自の地位を占めています。液晶用やプラズマディスプレイ用ガラスなどの当社製品は表示デバイス分野等で必要不可欠な部材であり、また、手がける企業もごく少数で高いシェアの製品も数多くあることから、当社の事業や特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ等に興味を示し、突如として大規模買付者が出現する可能性があると考えております。

このような大規模買付者が現れた場合、上記第1で述べましたように、大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えておりますが、株主の皆さまがその判断を行われるに当たっては、大規模買付者から十分な情報を提供いただくと共に、当社取締役会がこれを評価、検討し、その結果と意見を株主の皆さまに提供することが重要であると考えております。

特に、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウをはじめとする当社の企業価値の把握は、上記の当社の事業特性に対する理解なくして困難であり、株主の皆さまが大規模買付者による大規模買付行為を評価するに際しても、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見等が適切に提供されることが極めて重要になるものと考えております。

このような考えに立って、当社取締役会は以下のとおり大規模買付ルールを一部改定した上で継続導入することにいたしました。このような取組みは、上記第1の基本方針の実現に資するものと考えております。

2. 大規模買付ルール

(1) 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付ルール遵守表明書」をご提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、大規模買付行為の提案があった場合は、その旨を速やかに公表します。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付ルール遵守表明書のご提出後、大規模買付者には、以下のとおり、当社株主の皆さまのご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面にて提出していただきます。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付情報の速やかな提供を求めます。また、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合は、適時適切な方法により、その旨及び（3）の当社取締役会による評価検討が開始した旨を開示します。

大規模買付情報のリストの主要な項目は、次のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループの概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（調達方法、買付資金の供与者（実質的提供者を含みます。）の名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社の特定の限られた重要顧客及びその重要顧客との継続的取引関係への基本的な対応方針
- ⑧ 当社及び当社グループの従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関する大規模買付行為完了後の基本的な対応方針

なお、当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、次の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします（ただし、当社取締役会が、後述する特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大10日間延長できるものとします。この延長を行う場合は、その旨及びその理由について情報開示を行います。）。

① 対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間

② その他の大規模買付行為の場合は90日間

当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、下記3.

(2)により株主意思を確認するため株主総会を招集するときは、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を取ることがあります。

なお、当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記載または記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割り当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は最大2株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除きます。）を上限として当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

大規模買付者でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、大規模買付者その他の株主とで、取得対価等に関し異なる取り扱いをすること、あるいは、大規模買付者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。

⑦ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説得等を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、新株予約権（新株予約権の具体的な内容は、上記3.（1）に記載のとおりです。）の無償割当等の対抗措置の発動を行うことがあります。当社取締役会が、対抗措置の発動を行おうとする場合で、株主共同の利益に照らし株主意思を確認することが適切と判断するときには、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとし、株主総会を開催した場合は出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。

当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、対抗措置としての新株予約権の無償割当を決定した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更を加える旨の申し出があった場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利落ち日の前営業日までであり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。

大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合とは、次の①から⑦のいずれかに該当するものをいいます。当該大規模買付行為が次の①から⑦のいずれかに該当すると認められない場合は、当社は対抗措置を取りません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の企業価値の源泉である特定の限られた重要顧客をはじめとする顧客との継続的な取引関係を破壊し、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合
- ⑥ 上記①から⑤のほか、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、一段階目の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

(3) 上記（1）及び（2）により対抗措置を取る場合には、当社取締役全員一致により決定するものとします。

(4) 当社取締役会は、（1）及び（2）により対抗措置をとるか否かについて決定した場合は、当該決定の内容及びその判断理由並びに特別委員会の勧告の概要及びその判断理由その他取締役会が適切と判断した事項について、情報開示を行います。

4. 特別委員会の設置 ― 対抗措置の公正さを担保するための手続 ―

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員は、3名以上5名以内とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者若しくは取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針における特別委員は旧対応方針の特別委員3名を継続するものとします。

(2) 特別委員会の役割

特別委員会の役割は次のとおりとします。

- ① 当社取締役会は、上記3. (1) 及び3. (2) の各場合において、対抗措置の発動に先立ち、対抗措置の発動の可否を特別委員会に諮問し、特別委員会は諮問に基づき勧告を行います。特別委員会が対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会は、その勧告に従い、対抗措置を発動しないものとします。ただし、当社取締役会は、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断したときは、特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができます。当社取締役会は、特別委員会に再考を促した場合にはその理由を公表します。
- ② 当社取締役会は、上記2. (2) で大規模買付者から提供される情報が十分であるか、不足しているかを判断するに当たり助言を特別委員会に求めます。当社取締役会は、特別委員会の助言を原則として尊重するものとします。

5. 本対応方針の合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、本対応方針は、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会において、株主の皆さまのご承認を得て旧対応方針を導入しました。また、本対応方針につきましては、平成21年4月27日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催の当社定時株主総会での株主の皆さまのご承認を条件に継続導入することを決定し、同株主総会においては、本対応方針の導入につき株主の皆さまのご承認をいただいております。

加えて、本対応方針の有効期間は下記7. (2) のとおり平成24年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、旧対応方針の導入にあたり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、旧対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。

本対応方針においても特別委員会は継続設置し、社外有識者から構成いたします。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会はその勧告に従い、対抗措置を発動しないこととします。ただし、当社取締役会が、特別委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、1回に限り再考を促すことができるものとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

(5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上述の通り、本対応方針は、当社株主総会で廃止することができるものとされており、従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

6. 株主及び投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本対応方針継続導入時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

本対応方針継続導入時には、新株予約権の無償割当は行われません。従って、株主及び投資家の皆さまの権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆さまに与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益及び当社企業価値を守ることを目的として、上記の対抗措置を取ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を取ることを決定した場合には、適用ある法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆さまが法的権利または経済的側面において格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付ルールに違反した大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するように誘導しようとするものです。

なお一旦新株予約権の無償割当を決定した後であっても、対抗措置の発動により生じる株主の皆さまの権利落ち日の前営業日までであり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、新株予約権の無償割当の中止等、対抗措置の停止を行うことがあります。この場合、株主の皆さまが希釈化による格別の損失をこうむるような事態は想定しておりません。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆さまに必要なとなる手続

新株予約権の行使に際しては、株主の皆さまには、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込を行っていただく必要があります。その手続の詳細については、実際にその手続が必要となった際に、適用ある法令及び証券取引所規則等に基づき別途お知らせします。

7. 本対応方針の制定、有効期間、継続及び変更について

(1) 本対応方針は、平成21年4月27日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものです が、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成しております。

(2) 本対応方針は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会の終結の時から、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで継続するものとします。ただし、その時点までに当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

(3) 当社は、平成15年に定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役の任期は、毎年6月開催の定時株主総会終結の時までです。当社取締役会は、本対応方針の有効期間内であっても、関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益及び当社企業価値の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直し、株主の皆さまにお諮りしたいと存じます。

(5) 研究開発活動

当社グループは、高度な技術が生み出す、時代のニーズに最適の特性と形状、高いガラス品位と精度を追求したガラスであるハイクラスガラスの創造を基本理念とし、研究開発活動を行っています。

基礎的研究開発については、ライン部門（各事業部・室）と密接に連携をとりながら主として当社のスタッフ機能部門（技術部、研究部、開発部等）が担当し、応用的研究開発については、当社のスタッフ機能部門と密接に連携をとりながら主として当社のライン部門が担当しています。

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発費は6億67百万円となりました。これは、基礎的研究開発として3億72百万円を使用したほか、情報・通信関連部門においてF P D用ガラスや光関連ガラス・電子デバイス用ガラスの製品開発、生産技術及び成膜技術の開発・改良を中心に2億95百万円を使用したものです。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況について、重要な変更はありません。

また、上記金額には消費税等は含まれておりません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、前連結会計年度末において計画中であった当社における情報・通信関連ガラス製造設備の新設計画の一部については、当第1四半期連結会計期間より稼動を開始しています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数（株） （平成21年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年8月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	497,616,234	497,616,234	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	497,616,234	497,616,234	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	497,616,234	—	32,155	—	33,885

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 131,000 (相互保有株式) 60,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 495,998,000	495,998	同上
単元未満株式	普通株式 1,427,234	—	—
発行済株式総数	497,616,234	—	—
総株主の議決権	—	495,998	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が8,000株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれています。

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 日本電気硝子株式会社	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号	131,000	—	131,000	0.03
(相互保有株式) サンゴバン・ティーエム株式会社	東京都千代田区麹町三丁目7	60,000	—	60,000	0.01
計	—	191,000	—	191,000	0.04

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高（円）	910	920	1,085
最低（円）	693	758	897

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員及び役職の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

また、当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,740	96,693
受取手形及び売掛金	53,664	47,166
商品及び製品	21,528	25,585
仕掛品	2,674	1,348
原材料及び貯蔵品	14,900	15,317
その他	14,858	14,552
貸倒引当金	△843	△601
流動資産合計	195,522	200,062
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	※1,2 271,973	※1,2 264,578
その他（純額）	※1,2 93,671	※1,2 98,281
有形固定資産合計	365,644	362,859
無形固定資産	764	934
投資その他の資産		
その他	26,482	24,937
貸倒引当金	△380	△380
投資その他の資産合計	26,101	24,557
固定資産合計	392,511	388,351
資産合計	588,034	588,413
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,562	30,035
短期借入金	65,604	64,894
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払法人税等	4,573	1,348
引当金	116	222
その他	50,522	49,139
流動負債合計	163,379	165,640
固定負債		
長期借入金	44,036	44,988
特別修繕引当金	25,089	23,132
引当金	1,820	1,790
その他	186	118
固定負債合計	71,132	70,029
負債合計	234,512	235,669

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,155	32,155
資本剰余金	34,357	34,358
利益剰余金	288,406	290,061
自己株式	△201	△196
株主資本合計	354,718	356,378
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,957	1,410
繰延ヘッジ損益	△23	10
為替換算調整勘定	△7,544	△8,757
評価・換算差額等合計	△4,611	△7,335
少数株主持分	3,414	3,700
純資産合計	353,522	352,744
負債純資産合計	588,034	588,413

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	104,234	62,605
売上原価	63,960	47,681
売上総利益	40,273	14,923
販売費及び一般管理費	※1 6,041	※1 4,581
営業利益	34,232	10,342
営業外収益		
受取利息	—	80
受取配当金	149	85
その他	365	195
営業外収益合計	515	362
営業外費用		
支払利息	410	426
為替差損	419	323
固定資産除却損	※2 343	※2 475
休止固定資産減価償却費	—	844
その他	437	565
営業外費用合計	1,611	2,635
経常利益	33,136	8,068
特別利益		
前期損益修正益	33	—
特別利益合計	33	—
特別損失		
固定資産除却損	※3 814	※3 2,145
関係会社整理損	—	1,701
その他	—	99
特別損失合計	814	3,946
税金等調整前四半期純利益	32,355	4,122
法人税等	※4 13,296	※4 3,617
少数株主利益又は少数株主損失(△)	197	△327
四半期純利益	18,861	832

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	32,355	4,122
減価償却費	10,172	10,477
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,050	△6,266
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,548	3,431
仕入債務の増減額 (△は減少)	△394	△7,082
法人税等の支払額	△28,424	△1,017
その他	△3,386	3,844
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,820	7,509
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△651	—
固定資産の取得による支出	△52,229	△13,000
その他	△62	994
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,943	△12,006
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,000	—
長期借入れによる収入	20,000	—
長期借入金の返済による支出	△695	△422
配当金の支払額	△2,347	△2,352
その他	△361	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,594	△2,782
現金及び現金同等物に係る換算差額	△867	257
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△28,396	△7,022
現金及び現金同等物の期首残高	101,046	94,623
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 72,650	※1 87,600

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「受取利息」について 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取利息」(前第1四半期連結累計期間77百万円)は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しています。 「休止固定資産減価償却費」について 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「休止固定資産減価償却費」(前第1四半期連結累計期間0百万円)は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しています。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「投資有価証券の取得による支出」について 前第1四半期連結累計期間まで、投資活動によるキャッシュ・フローにおいて区分掲記していた「投資有価証券の取得による支出」(当第1四半期連結累計期間0百万円)は、僅少となったため、当第1四半期連結累計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しています。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産について、年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化がなく、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
税金費用の計算	当第1四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、307,200百万円です。 ※2 圧縮記帳 過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、有形固定資産の「その他」(土地)842百万円並びに機械装置及び運搬具11百万円です。 3 偶発債務 保証債務 当社従業員 1,099百万円 (従業員の住宅建設資金等借入金に対する保証) その他の偶発債務 当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。 (1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等 (2) 清算人の報酬 なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、302,817百万円です。 ※2 圧縮記帳 同左 3 偶発債務 保証債務 当社従業員 1,149百万円 (従業員の住宅建設資金等借入金に対する保証) その他の偶発債務 同左

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 荷造運賃 2,204百万円 ※2 固定資産除却損は、主に機械装置の通常の更新によるものです。 ※3 固定資産除却損は、主にガラス溶解炉の新設に伴う既存資産の撤去処分費用です。 ※4 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しています。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。 荷造運賃 1,020百万円 貸倒引当金繰入額 308百万円 ※2 同左 ※3 同左 ※4 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (百万円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 73,650	現金及び預金勘定 88,740
預入期間が3か月を超える定期預金 △1,000	預入期間が3か月を超える定期預金 △1,139
現金及び現金同等物 72,650	現金及び現金同等物 87,600

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 497,616千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 137千株
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,487	5.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

- 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

当社グループ（当社及び連結子会社）の事業は、「ガラス事業」と「その他」に区分できますが、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める「ガラス事業」の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	85,387	68,099	826	154,313	(50,078)	104,234
営業利益	30,384	3,115	39	33,539	692	34,232

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	55,556	40,109	235	95,901	(33,295)	62,605
営業利益又は営業損失（△）	11,991	△662	△1	11,328	(986)	10,342

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア …………… マレーシア、中国、韓国、台湾

(2) その他の地域 …………… 米国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	68,615	4,915	73,530
II 連結売上高（百万円）			104,234
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	65.8	4.7	70.5

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	40,344	2,162	42,507
II 連結売上高（百万円）			62,605
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	64.4	3.5	67.9

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア …………… マレーシア、中国、韓国、台湾

(2) その他の地域 …………… 米国

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	703円76銭	701円62銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	353,522	352,744
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	3,414	3,700
(うち少数株主持分(百万円))	(3,414)	(3,700)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (百万円)	350,107	349,043
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期 末(期末)の普通株式の数(千株)	497,478	497,484

2. 1株当たり四半期純利益金額等

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	37円91銭	1円67銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期純利益(百万円)	18,861	832
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	18,861	832
期中平均株式数(千株)	497,494	497,481

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(重要な設備投資計画の決定) 平成21年7月24日開催の当社取締役会において、情報・通信関連ガラス分野における需要の拡大に対応するため、当社能登川事業場において約390億円を投じ、今後の需要動向に応じて来春以降の稼動を目標とする同ガラス製造設備増設に係る計画を決議しました。 なお、当該設備計画を実施した場合、情報・通信関連ガラスの生産能力が約10%増加する見込みです。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月14日

日本電気硝子株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮林 利朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 学 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電気硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8 月13日

日本電気硝子株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮林 利朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 学 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本電気硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月24日開催の取締役会において、情報・通信関連ガラス製造設備の増設に係る計画を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。